

JW 平成31年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際協力事業、広報事業等の各種事業を実施する。

1 電子マニフェスト事業

平成31年度は「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）に掲げられた電子マニフェスト普及目標（2022年度において普及率70%）を目指し、環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ（平成30年10月）」を踏まえ、JWセンターが策定した「電子マニフェスト事業中期計画（第7次：平成30～32年度）」に基づき、引き続き、普及の促進並びにシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取り組みを積極的に展開する。

1. 平成31年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率) (※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分業者	合計	
	A料金	B料金	C料金	計				
平成30年度 実績見込み	3,600	24,400	164,500	192,500	20,000	8,900	221,400	28,900,000 (58%)
平成31年度 見通し	3,700	26,000	174,000	203,700	21,000	9,200	233,900	30,700,000 (61%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、国、地方公共団体、(公社) 全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対する電子マニフェストの義務化に適切に対応するとともに、マニフェスト利用件数の多い排出事業者への普及促進を図る。
- 2) 産業廃棄物の排出量が多い種類(汚泥、がれき類)において、電子マニフェストの利用割合が比較的小さい下水道業(汚泥)、建設業(がれき類)の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し、説明会の機会を設けるなど加入の働きかけを強化する。
- 3) 国、地方公共団体等が発注する公共工事での電子マニフェストの利用を促進するため、公共工事の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等の公共工事の発注部局に対し、公共工事における電子マニフェストの利用の促進を要請する。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携して、全国的な電子マニフェスト導入説明会(導入実務説明会、操作体験セミナー)を開催する。

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図るとともに、操作説明会の開催など加入者サポートの充実を図る。

(4) 利便性向上のためのシステムの機能強化

- 1) 平成30年度に開発した電子マニフェストシステムの現場登録支援機能の運用を開始する。
- 2) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行う。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及び次期システム更新の検討

電子マニフェストシステムの安定的稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

また、電子マニフェストシステムの次期システム機器更新（2021年1月予定）に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、同システムの再構築の検討を進める。

4. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つなど幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の集計・解析結果の提供、マニフェストの記載事項等、電子マニフェスト情報の有効活用の検討に積極的に取り組む。

5. 電子マニフェストの利用促進

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、大会期間中の廃棄物管理に電子マニフェストが有効利用できるよう協力を進め、併せて利用促進を図る。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程
 なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。
- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程
- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。） 1 課程

(1) 講習会の開催計画

1) 新規講習会	133 回	13,550 名
2) 更新講習会	175 回	21,850 名
3) 特管責任者講習会	121 回	16,550 名
4) PCB講習会	6 回	650 名
計	435 回	52,600 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) Web申込みの普及拡大

引き続き、Webによる受講申込者の受講料の値引きを実施し、その普及拡大を図るとともに、2022年度からのWeb申込み一本化に向けて、運用方法やシステム改善等を検討する。

(4) 労働安全衛生の向上

産業廃棄物処理業の労働災害の防止及び安全衛生の向上に資するため、テキストに沿った視聴覚教材（ビデオ）を作成し、講習会やホームページ等で広く周知するとともに、更新講習会においても安全衛生を講義科目に加えるなど2020年度以降の講習会カリキュラムの見直しを検討する。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」を昨年度に引き続き実施する。業種に特化した研修会として平成30年度に実施した建設業に加えて、平成31年度は環境省事業の優良事例集を活用し食品関

連産業に特化した研修会を関係団体等の協力を得て実施する。

また、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を引き続き実施する。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会	10回	500名
(2) 産業廃棄物マネジメント研修会(建設業)	4回	200名
(3) 産業廃棄物マネジメント研修会(食品関連産業)	3回	150名
(4) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	1回	50名
計	18回	900名

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

IV 調査事業

- (1) 国内外の廃棄物情報の有効活用に関する先進事例を踏まえ、国、自治体、事業者等における電子マニフェスト情報の有効活用方策の検討のための調査を実施する。
- (2) 電子マニフェストの普及促進及び電子マニフェストによる量的捕捉率の拡大に向けて、産業廃棄物の委託量が多い業種である建設業、下水道業等を対象に、マニフェストの使用実態や電子マニフェスト導入の課題等に関する調査を実施する。
- (3) 資料の収集、関係会議への参加等を通じて、国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、解析を行うとともに、その成果については、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

V 国際協力事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

(1) 情報交換等の推進

日韓台ネットワーク会議を通じ、韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流、情報交換等を進めるとともに、アジア諸国の有害廃棄物等の管理に関する情報収集等を行う。

(2) 政府の関係事業への協力等

政府が実施する我が国循環産業の戦略的国際展開・支援事業について、関係団体等との連携を図りつつ、国際協力を進める。

VI 広報事業

1. JW懇話会

JWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を実施する。

2. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する機関誌を発行する。

- (1) 発行回数 年4回(季刊)
- (2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍「廃棄物処理法令(三段対照)・通知集(平成31年版)」の編集及び販売協力を行う。

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、定期的なメールマガジンの送信により、JWセンター関係者(電子マニフェスト加入者や講習会等の受講者を含む。)に対する情報提供を行う。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係3団体の共催による全国大会を開催する。

- (1) 名称 第18回 産業廃棄物と環境を考える全国大会
- (2) 開催日 2019年11月15日(金)
- (3) 場所 兵庫県神戸市
- (4) 主催 (公社) 全国産業資源循環連合会
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団
JWセンター

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成31年度出えん要請に基づき、出えんする。

出えん額は、環境大臣の出えん要請額の範囲内で、理事会の承認を得た額とする。

3. JWセンターの業務・情報システムの再構築

管理システムをはじめとするJWセンターの業務・情報システムの再構築の検討を進める。また、平成30年度に再構築(リニューアル)したホームページの公開を行う(2019年5月予定)。

4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格であるISO27001(平成31年3月末認証取得)の実践・維持向上に努める。

VIII その他

消費税率改正の対応

消費税法改正による消費税率の引上げ(8%→10%:2019年10月1日適用予定)に伴い、JWセンターが設定する料金等に関する対応は以下のとおりとする。

なお、各料金については、関係規程の整備等必要な措置を講ずる。

- (1) 新税率を適用し料金を変更するもの(税抜き料金は、変わらない)
 - 1) 電子マニフェスト利用料金
 - 2) 書籍
- (2) 現行の税込み料金を据え置くもの(税抜き料金を値下げする)
 - 1) 講習会・研修会の受講料及び付帯業務に係る手数料
 - 2) 感染性廃棄物容器評価の評価料金

JW ISMSの国際規格「ISO27001」を取得

JWセンターは、①電子マニフェスト事業の企画・管理、②電子マニフェストの加入手続き、法律に基づく電子マニフェストの報告、③電子マニフェストシステムの企画・管理の業務について、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の国際規格である「ISO/IEC 27001:2013」(ISMS) 及び日本国内規格である「JIS Q 27001:2014」の認証を、平成31年3月29日に取得しました。

JWセンターでは、電子マニフェスト情報を取扱う上で、これまでもJWセンター内での規程整備や継続的な教育により、情報セキュリティ保護に努めてまいりましたが、情報を安全に取り扱える体制であることを証明し、より安心して電子マニフェストシステムをご利用いただけるよう、今後も情報セキュリティマネジメント体制の継続的な維持・改善に努めてまいります。



登録証の授与
(左: JACO立上代表取締役社長 右: 関理事長)



登録証(登録番号: IC18J0478)



登録マーク/認定シンボル

JW 「建設業に特化したマネジメント研修会」を開催



研修会の様子

新たな研修会として「建設業に特化したマネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」を開催しました。

この研修会は、産業廃棄物を排出される建設業の実務担当者等の方を対象にした基礎講座で、廃棄物処理法をはじめ、建設廃棄物処理委託契約書、建設系廃棄物マニフェストの運用方法等、建設系産業廃棄物の適正管理について役立つ基礎知識と実務のポイントが身につけられる研修会です。

初年度は、東京(1月15日)、大阪(2月28日)において開催しました。

今年度も開催を予定しています(日程決まり次第、ホームページに掲載)。

JW タイ工業省工業局長及び在日タイ大使館公使の訪問

平成31年1月21日に独立行政法人国際協力機構（JICA）の「産業廃棄物適正管理支援のためのシステム運営事業案件化調査」の一環として、タイ工業省工業局のトーンチャイ局長及び産業廃棄物や情報システムの担当部長ら3名と在日タイ大使館公使がJWセンターを訪問しました。



中央左側：タイ工業省工業局長（前列左から3人目）ら調査関係の方々

この調査は電子マニフェストシステムのEDI方式（サーバ間で電子マニフェスト情報のデータを授受する方式）のサービスを提供する（株）JEMSが、タイにおける不法投棄等の防止に役立てるため、EDI方式を活用して電子マニフェストを普及することを目的にJICAより受託し進めているものです。

JWセンターは日本の電子マニフェストシステムの仕組みに関する情報提供などにおいて協力しており、EDIシステムの仕組みを含む日本の電子マニフェストシステムの概要やJWセンターが実施する処理業の許可申請に関する講習会等について紹介、意見交換を行いました。

本調査への協力等により、JWセンターは今後もタイの産業廃棄物問題の解決に協力していきます。

JW 2019NEW環境展への出展



出展の様子

JWセンターは、平成31年3月12日（火）～3月15日（金）に東京ビッグサイト（有明）で開催された2019NEW環境展（N-EXPO 2019 TOKYO）へ出展いたしました。

展示ブースでは、実際の電子マニフェストと同じ画面を使用し、来場者自らが登録や報告などの操作体験ができるコーナー、電子マニフェストの円滑な導入や運用に関する相談コーナーを設け、来場された方々に電子マニフェストを紹介しました。

JW 「プラスチックに関する政策動向と今後の対応に向けて」（職員勉強会）



講義の様子

JWセンターでは、職員の廃棄物に係る知識の向上及びコミュニケーションの場として勉強会を開催しています。

今回は、国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 大迫政浩センター長をお招きし、「プラスチックに関する政策動向と今後の対応に向けて」についてご講義いただきました。

近年話題となっている海洋プラスチック問題や中国の廃プラスチック輸入規制に伴う国内動向などについて、解説いただきました。

JW 新刊図書のご案内 「令和元年版 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集」の出版

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を収載した、「令和元年版廃棄物処理法令(三段対照)・通知集」を5月上旬(予定)に刊行いたします。

ご購入を希望される方は、JW センターホームページまたは書店よりお申込みください。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則(三段対照)

※法律、施行令、施行規則の相互の委任関係を三段対照で分かりやすく表示

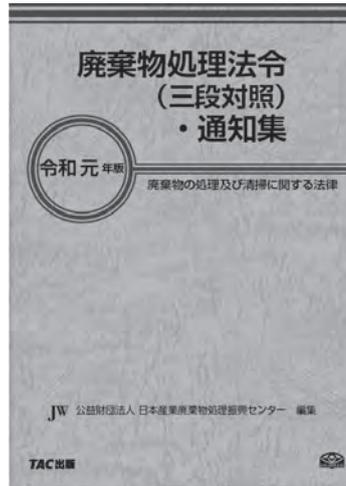
※法律や政省令の改正の際の条文の準用や読み替えについて、改正後の条文に整理して収載

●主要通知集

※産業廃棄物に係る最新の通知、過去の通知を厳選して収載

※放射性物質汚染廃棄物関係の環境省通知のほか、労働安全衛生対策及び電離放射線障害防止規則等に関する厚生労働省通知を収載

- 資料編 ○廃棄物処理法における罰則一覧 ○廃棄物関連ホームページ一覧 等



発行日：令和元年5月上旬(予定)
定 価：4,300円(税抜)

目次	頁
法律	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和37年法律第227号)	1
放射性物質汚染物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年法律第107号)	2
放射性物質汚染物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年法律第107号)改正(平成27年法律第107号)	3
施行令	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和37年政令第107号)	4
放射性物質汚染物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第107号)	5
放射性物質汚染物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第107号)改正(平成27年政令第107号)	6
施行規則	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和37年省令第107号)	7
放射性物質汚染物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年省令第107号)	8
放射性物質汚染物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年省令第107号)改正(平成27年省令第107号)	9
通知集	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行期に当たっての通知(昭和37年)	10
放射性物質汚染物の処理及び清掃に関する法律の施行期に当たっての通知(昭和46年)	11
放射性物質汚染物の処理及び清掃に関する法律の施行期に当たっての通知(昭和46年)改正(平成27年)	12
資料編	
廃棄物処理法における罰則一覧	13
廃棄物関連ホームページ一覧	14

「見出し」を掲載!!
条文を探すのに便利です。

お知らせ

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について■

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の十七及び第十六条について、平成31年4月1日より特別管理産業廃棄物管理責任者及び環境衛生指導員の学歴として新たに専門職大学の課程を修了した者が追加されます。

改正後	改正前
<p>(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格) 第八条の十七 (略)</p> <p>一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場 イ・ロ (略)</p> <p>ハ (前略) 医学、薬学、保険学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は(後略)</p> <p>二 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場 イ～ハ (略)</p> <p>ニ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む)若しくは(中略)に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、四年以上廃棄物の(後略)</p> <p>ホ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む)若しくは(中略)に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、五年以上廃棄物の(後略)</p> <p>(環境衛生指導員の資格) 第十六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (前略) 医学、薬学、保険学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は(後略)</p>	<p>(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格) 第八条の十七 (略)</p> <p>一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場 イ・ロ (略)</p> <p>ハ (前略) 医学、薬学、保険学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又は(後略)</p> <p>二 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場 イ～ハ (略)</p> <p>ニ 学校教育法に基づく短期大学若しくは(中略)に関する科目を修めて卒業した後、四年以上廃棄物の(後略)</p> <p>ホ 学校教育法に基づく短期大学若しくは(中略)に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上廃棄物の(後略)</p> <p>(環境衛生指導員の資格) 第十六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (前略) 医学、薬学、保険学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者又は(後略)</p>

JW ホームページをリニューアル

5月中旬にホームページをリニューアルします。スマートフォン、タブレットでも表示できる画面になります。



JWセンターTOP画面 (<https://www.jwnet.or.jp/>)



電子マニフェストセンターTOP画面 (<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>)

JW お知らせ・人事

平成31年3月27日に開催された定時評議員会において、評議員の選任について審議され、以下のとおり決定いたしました。

評議員

氏名	所属・役職	区分
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	新任

※浜田 康敬 評議員につきましては、平成31年3月31日をもって退任されました。

職員の異動

新職名	氏名	現職名
(平成31年3月31日付)		
退職	土橋孝一郎	総務部付
退職	樋口 幸弘	教育研修部 参与(嘱託職員)
退職	川添 義明	教育研修部 参与(嘱託職員)
(平成31年4月1日付)		
教育研修部 参与(嘱託職員)	櫻岡 裕之	(採用)
教育研修部 参与(嘱託職員)	永島 裕久	(採用)
教育研修部 参与(嘱託職員)	山崎 宣明	(採用)
電子マニフェストセンター情報サービス部 主幹	清和 麗	総務部 主幹
総務部 主任	三浦 史織	教育研修部 主任
教育研修部 主任	山本千亜樹	電子マニフェストセンター情報サービス部 主任
教育研修部 主任	武田 雄志	教育研修部
総務部(臨時職員)	鬼原 和美	電子マニフェストセンター情報サービス部
電子マニフェストセンター情報サービス部(臨時職員)	妻鹿佐和子	総務部